

平成30年（2018年）12月紀北町議会定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成30年12月11日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成30年12月11日（火）

出席議員

1 番	宮地 忍	2 番	田島明良
3 番	柴田洋巳	4 番	岡村哲雄
5 番	大西瑞香	6 番	原 隆伸
7 番	奥村 仁	8 番	樋口泰生
9 番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

欠席議員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	中場 幹
会計管理者	武岡 芳樹	総 務 課 長	濱田多実博
財 政 課 長	水谷 法夫	危機管理課長	岩見 建志
企 画 課 長	宮原 俊也	税 務 課 長	上村 毅
住 民 課 長	上ノ坊健二	福祉保健課長	中村 吉伸
環境管理課長	玉本 真也	農林水産課長	上野 和彦
商工観光課長	玉津 裕一	建 設 課 長	植地 俊文
水 道 課 長	上野 隆志	海山総合支所長	玉津 武幸
教 育 長	村島 昶郎	学校教育課長	宮本 忠宜
生涯学習課長	井土 誠	監 査 委 員	松永 剛

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書 記	佐々木 猛
書 記	奥川 賀夫	書 記	家倉 義光

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

3番 柴田洋巳                      4番 岡村哲雄

議事の顛末 次のとおり記載する。

(午前 9時 30分)

---

### **東清剛議長**

皆さん、おはようございます。

開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日ここに、平成30年12月紀北町議会定例会が招集されました。

議員各位には公私ともにご多用のところ、ご出席いただきありがとうございます。

去る12月3日に、新しい紀北町議会の組織が構成され、スタートしたところでありますが、議会といたしましては、住民を代表する意思決定機関としての使命を果たすために、最善の努力をしたいと存じます。

どうかよろしく願い申し上げます。

議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられるよう、最後まで慎重なるご審議をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

---

### **東清剛議長**

それでは、定刻になりましたので、ただいまから、平成30年12月紀北町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ご了承ください。

なお、今期定例会において、議会放送番組収録のためZTV及び企画課職員による撮影等を許可することにいたしたいと思います。

それでは、会期日程並びに議事日程を、議会事務局長に朗読させます。

協議会事務局長。

### **脇俊明議会事務局長**

皆さん、おはようございます。

平成30年12月紀北町議会定例会会期日程表

第1日、12月11日、火曜日、9時30分 本会議、開会、議案上程、説明、質疑、委員会付託、一般質問受付締切は、本日の午後1時まででございます。

第2日、12月12日、水曜日、休会、常任委員会予定日。

第3日、12月13日、木曜日、休会、常任委員会予定日。

第4日、12月14日、金曜日、休会、常任委員会予備日。

第5日、12月15日、土曜日、休会、休日。

第6日、12月16日、日曜日、休会、休日。

第7日、12月17日、月曜日、休会、常任委員会予備日。

第8日、12月18日、火曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第9日、12月19日、水曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第10日、12月20日、木曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第11日、12月21日、金曜日、9時30分、本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会。

でございます。

続きまして、平成30年12月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

平成30年12月11日（火曜日）午前9時30分開議

- |     |   |
|-----|---|
| 第1  | 会議録署名議員の指名                                |
| 第2  | 会期の決定                                     |
| 第3  | 諸般の報告                                     |
| 第4  | 町政報告                                      |
| 第5  | 議案第55号 紀北町公告式条例の一部を改正する条例                 |
| 第6  | 議案第56号 紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例              |
| 第7  | 議案第57号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例       |
| 第8  | 議案第58号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例  |
| 第9  | 議案第59号 紀北町立小学校設置条例の一部を改正する条例              |
| 第10 | 議案第60号 紀北町学校基本財産条例の一部を改正する条例              |
| 第11 | 議案第61号 紀北町体育館条例の一部を改正する条例                 |
| 第12 | 議案第62号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について |
| 第13 | 議案第63号 紀北町スクールバス購入契約の締結について               |

- 第14 議案第64号 平成30年度紀北町一般会計補正予算（第4号）  
第15 議案第65号 平成30年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
第16 議案第66号 平成30年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
第17 議案第67号 平成30年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）  
第18 議案第68号 平成30年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）

以上でございます。

### 東清剛議長

これより日程に従い議事に入ります。

---

## 日程第1

### 東清剛議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

3番 柴田 洋巳君

4番 岡村 哲雄君

のご両名を指名いたします。

---

## 日程第2

### 東清剛議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日12月11日から12月21日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

### 東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日、12月11日から12月21日までの11日間とすることに決定しました。

---

### 日程第3

#### 東清剛議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る12月3日に議会運営委員会が開催され、12月定例会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項等について、ご報告申し上げます。

まず、付議事件であります。

本定例会に提出され受理した案件は、条例改正案件が7件、契約案件が2件、補正予算案件が5件、計14件となっております。また、陳情1件を受理いたしておりますが、町外からのものであるため、議員の棚に配付しております。

なお、一般会計補正予算中、人件費の部分については、昨年と同様総務産業常任委員会での審査をさせていただきます。

次に、一般質問についてであります。日程は3日間を予定しておりますが、通告書を締め切った時点で、一般質問の日程を調整させていただくことになります。なお、通告書の受け付けについては、本日の午前8時30分から午後1時までとなっております。通告書の締め切り時間には十分注意してください。

また、質問の内容については、具体的に記載することとなり、単なる質問項目のみで、要旨が具体的に記載されていない場合は、受理しない場合もありますので、ご注意ください。

次に、一部事務組合議会等の開催であります。

三重紀北消防組合議会は12月25日、火曜日、午前10時から開催。紀北広域連合議会は同日、午後1時30分から開催の予定であります。また、荷坂やすらぎ苑組合議会は12月27日、木曜日、午前10時から開催の予定であります。組合議会議員におかれましては、出席くださいますよう、お願い申し上げます。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ村島教育長、松永監査委員、その他関係課長等の出席が

ありましたので、ご報告申し上げます。

12月21日から12月30日までの10日間で、長島港前浜において、恒例の「年末きいながしま港市」が開催されます。今年も関係者一同、一丸となって開催に向け取り組んでいると伺っております。町民の皆様並びに議員におかれましても、イベントが成功に終わりますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、平成31年1月4日、金曜日、午前10時から海山多目的広場で消防出初式が開催されます。

また、1月13日、日曜日、午前10時30分から、東長島公民館で成人式が開催されます。出席方、よろしくお願い申し上げます。

次に、常任委員会の開催についてであります。12日と13日の2日間で、常任委員会の開催を予定しております。開催日については、委員長において調整を行っていただき、本日の会議の終わりに報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

## 日程第4

### 東清剛議長

次に、日程第4 行政報告について町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

### 尾上壽一町長

皆様、おはようございます。

本日は定例会の開催要請をさせていただきましたところ、全員のご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

早速ではございますが、本議会定例会にあたりまして、1件の行政報告をさせていただきます。

紀北町防災ナビの配信開始についてでございます。

町民の皆様へ災害情報等をいち早く正確に伝達する方法の1つとして、「紀北町防災ナ

ビ」を作成いたしました。

災害情報等を身近により迅速に、より多くの方へお届けするため、12月10日から配信を開始いたしました。スマートフォンをお持ちの方であれば、町内外問わずどなたでもご利用できます。

アプリの概要等につきましては、広報きほく12月号に掲載させていただいておりますが、J-A L E R T、災害情報共有システムから配信される気象警報・注意報や避難情報・震度速報が即時に配信されるほか、町からの防災情報や行政情報を配信いたします。

また、その他の機能といたしましては、現在地及び周辺の避難所・避難場所の確認や検索ができるほか、各種ハザードマップも地図と合わせて確認できますので、ご活用をお願いするとともに、町民の皆様方へのご周知にもご協力をお願い申し上げます。

以上、ご報告申し上げまして本日の会議にあたりましての行政報告とさせていただきます。

以上です。

#### **東清剛議長**

以上で、行政報告を終わります。

---

### **日程第5～日程第18**

#### **東清剛議長**

それでは、議案の審議に入ります。

お諮りします。

日程第5 議案第55号から日程第18 議案第68号までの14件については、提案者から提案理由並びに内容説明を求めるため一括して説明することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### **東清剛議長**

異議なしと認めます。

したがって、議案14件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定します。

それでは、最初に提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

### **尾上壽一町長**

それでは、本日、本議会定例会に上程をいたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第55号 紀北町公告式条例の一部を改正する条例であります。旧三野瀬出張所を解体することに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第56号 紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例であります。紀北町情報公開・個人情報保護審査会委員の任期を、紀北町行政不服審査会委員の任期と統一することに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第57号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。人事院勧告に伴い一般職の職員の給与を見直すことから、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第58号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例であります。人事院勧告に伴い現業職員の給与を見直すことから、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第59号 紀北町立小学校設置条例の一部を改正する条例並びに、

議案第60号 紀北町学校基本財産条例の一部を改正する条例であります。紀北町立引本小学校を廃校することに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第61号 紀北町体育館条例の一部を改正する条例であります。紀北町紀伊長島体育館を解体することに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第62号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についてであります。三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業について交付金の追加交付に伴い、変更委託事業契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第63号 紀北町スクールバス購入契約の締結についてであります。引本小学校の廃校に伴い、平成31年4月から引本浦地区と相賀小学校間の児童の送迎に使用するスクールバスの購入契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第64号 平成30年度紀北町一般会計補正予算（第4号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,040万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億1,761万3,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第65号 平成30年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億6,992万5,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第66号 平成30年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,120万5,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第67号 平成30年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ905万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,202万2,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第68号 平成30年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）であります。収益的支出につきまして194万7,000円を増額し、総額3億9,575万1,000円に、資本的支出につきましては8万8,000円を増額し、総額を3億8,124万7,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、14件の議案につきましては、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせます。なにとぞ慎重審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

## **東清剛議長**

続いて、各議案の内容説明を求めます。

まず、議案第55号から議案第58号までの説明を求めます。

濱田総務課長。

## 濱田多実博総務課長

皆様、おはようございます。

それでは議案第55号の内容につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の1ページをご覧ください。

議案第55号 紀北町公告式条例の一部を改正する条例

紀北町公告式条例（平成17年紀北町条例第3号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年12月11日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

旧三野瀬出張所を解体することに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためです。

旧三野瀬出張所の解体に伴い、建物前に設置しておりました掲示場を撤去し、現三野瀬出張所前に移設しようとするものであります。

2ページは、改正文であります。

改正内容につきましては、3ページの新旧対照表で説明させていただきます。

別表第2条関係におきまして、旧条例アンダーライン部分の三浦219番地1、旧三野瀬出張所を、新条例アンダーライン部分の三浦364番地2 三野瀬出張所に変更するものであります。

ここで、恐れ入りますが2ページにお戻りください。

附則によりまして、施行日を公布の日からとするものであります。

以上が議案第55号の内容であります。

## 濱田多実博総務課長

続きまして、議案第56号の内容につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の4ページをご覧ください。

議案第56号 紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例

紀北町個人情報保護条例（平成19年紀北町条例第27号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年12月11日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

紀北町情報公開・個人情報保護審査会委員の任期を紀北町行政不服審査会委員の任期と

統一することに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

三重県町村会では、審査機関に係る事務の効率化を図るため、県内の市町等が利用できる情報公開・個人情報保護審査会及び行政不服審査会を設置しています。紀北町においても、この審査会に参加しているところでございます。

この中で、行政不服審査会委員の任期が3年、情報公開・個人情報保護審査会委員の任期が2年となっております。現委員はすべて双方を兼務されている5名が選任されております。

三重県町村会において、参加市町等に意向調査を行った結果、すべての参加市町等の回答が事務の効率化を図るうえで委員の任期を3年に統一することが望ましいとの結果であったことから、今回条例改正をお願いするものであります。

それでは、5ページは改正文でありますので、改正内容につきまして、6ページの新旧対照表で説明させていただきます。

第43条第5項で2年となっております委員の任期を3年とするものであります。

ここで、恐れ入りますが5ページにお戻りください。

附則によりまして、施行日を平成31年4月1日からとするものであります。

以上が議案第56号の内容であります。

### **濱田多実博総務課長**

続きまして、議案第57号の説明をさせていただきます。7ページをご覧ください。

議案第57号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

紀北町一般職の職員の給与に関する条例（平成17年紀北町条例第42号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年12月11日提出

紀北町長 尾上壽一

#### **提案理由**

人事院勧告に伴い、一般職の職員の給与を見直すことから、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

それではまず、平成30年の人事院勧告の内容につきまして、要点を説明させていただきます。

まず1点目は、民間給与との較差を埋めるため、一般職職員の給料月額を初任給で1,500円引上げ、若年層についても1,000円程度の改定、その他は400円を引上げるもので、民間

との格差を埋めるため平均改定率で0.2%の引き上げを実施するものであります。

あわせて、宿日直手当の改定を行うものです。

2点目は、一般職の職員の勤勉手当の支給率を0.05月分引き上げ、期末勤勉合わせ年間の支給率を4.4月分から4.45月分に、再任用職員も同様に勤勉手当を0.05月分引き上げ、期末勤勉合わせて年間の支給率を2.35月分に改定するものであります。

8ページから12ページは、改正文であります。

改正内容につきましては、13ページからの新旧対照表で説明をさせていただきます。

今回の改正では、施行日の関係で、2条だてとしております。

まず、1条関係であります。13ページの第22条第1項は、宿日直手当について、1回の宿日直につき200円を増額し4,400円に、特殊な業務については200円を増額し6,100円に、半日勤務後引き続き宿直を行う場合は300円を増額し6,600円に、特殊な業務の場合は300円を増額し9,150円に引き上げるものであります。

同じく第2項では、宿日直勤務のうち常直的な場合、月額1,000円増額し2,200円に引き上げるものです。

第28条第2項第1号の勤勉手当について、旧条例では6月、12月に支給する勤勉手当の率をいずれも100分の90としていたものを新条例では、12月分に支給する場合のみ100分の5増額し、100分の95とするものであります。

同条第2号につきましては、再任用職員について、同様に12月に支給する場合のみ100分の5増額し、100分の47.5とするものであります。

同条第5号は条項の整理をするものであります。

続いて、別表第1の改正であります。行政職員の給料表であります。15ページから18ページが改正後の給料表で、19ページから22ページが改正前の給料表であります。この給料表は、国家公務員の給料表に準じたものであり、若年層の適用号給の上り幅は大きく、高年齢層の適用号給については低く抑えた改定となっております。

それでは、23ページをご覧ください。

第2条関係であります。この2条関係は平成31年4月1日から施行するもので、第25条第2項では、期末手当の支給について、旧条例では6月に支給する場合、12月分に支給する場合の割合が違っておりましたがこれを同じ100分の130に統一するものがあります。

同条第3項は再任用職員に対するもので、これも同様に6月と12月を同じ100分の72.5に統一するものであります。

第28条第2項第1号は、勤勉手当で、先の第1条関係の勤勉手当の支給について6月と12月を同じ100分の92.5に統一するものです。同じく第2号では再任用職員に支給する勤勉手当の支給割合を6月、12月を同じ100分の45に統一するものであります。

ここで恐れ入りますが、12ページにお戻りいただきたいと思っております。

今回の改正に係る附則の追加であります。

第1条1項では、今回の改正のうち、第1条関係は公布の日から施行し、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行するというものであります。

また、第2項で、第1条関係の改正部分については、平成30年4月1日に遡って適用することを定めるものであります。

第2条は、第1条関係で改正された条例の施行前に支給された給与は、改正後の条例の内払いとみなすとするもので、改正後の条例に基づく給与との差額については、別途、支給するものであります。

第3条関係では、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしております。

以上が議案第57号の内容であります。

#### **濱田多実博総務課長**

それでは続きまして、議案第58号の内容につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の25ページをご覧ください。

議案第58号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例  
紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年紀北町条例第43号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年12月11日提出

紀北町長 尾上壽一

#### **提案理由**

人事院勧告に伴い、現業職員の給与を見直すことから、本条例の一部を改正する必要性が生じたため。であります。

本条例の改正は、人事院勧告に基づき現業職給料表を改正するものであります。

改正内容につきましては、給料月額を1,600円から400円上げるもので、先ほどの議案第57号と同様に若年層の適用号給の引き上げ幅を大きく、高年齢層の適用号給については低く抑えた改定となっております。

26ページから30ページは、改正文であります。

32ページから35ページは改正後の給料表、36ページから39ページが改正前の給料表となっております。

ここで恐れ入りますが30ページにお戻りください。

附則によりまして、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

ご審議のうえ、ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

### **東清剛議長**

次に、議案第59号及び60号の説明を求めます。

宮本学校教育課長。

### **宮本忠宜学校教育課長**

それでは、議案第59号 紀北町立小学校設置条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

議案書の40ページをお願いします。

議案第59号 紀北町立小学校設置条例の一部を改正する条例

紀北町立小学校設置条例（平成17年紀北町条例第155号）の一部を別紙のとおり改正する。

昭和30年12月11日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

紀北町立引本小学校を廃校することに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため。内容といたしましては、本年度末、平成31年3月末をもって、紀北町立引本小学校が廃校することに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

41ページは、改正文であります。

詳細な内容につきまして、42ページの新旧対照表でご説明させていただきます。

42ページをお願いいたします。

右が旧条例、左が新条例となっております。

条例別表中、旧条例の「引本小学校」の項を削るものでございます。

なお、この条例につきましては、平成31年4月1日から施行するとしております。

以上が議案第59号の説明でございます。

失礼しました。間違いまして、平成30年12月11日を昭和と読んでしまいました。平成30

年12月11日提出でございます。訂正をお願いします。

### 宮本忠宜学校教育課長

続きまして、議案第60号 紀北町学校基本財産条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

議案書の43ページをお願いします。

議案第60号 紀北町学校基本財産条例の一部を改正する条例

紀北町学校基本財産条例（平成17年紀北町条例第68号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年12月11日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

紀北町立引本小学校を廃校することに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため。内容といたしましては、本年度末、平成31年3月末をもって、紀北町立引本小学校が廃校となることに伴い、学校の財産であります学校林を引本小学校から統合先の相賀小学校に移管するものでございます。

44ページから45ページは、改正文であります。

詳細につきまして、46ページから50ページまでの新旧対照表でご説明させていただきます。

47ページと48ページが新の条例、49ページと50ページが旧の条例となっております。

49ページと50ページをお願いします。

旧条例の条例別表中、「引本小学校」の項を削り、新条例の条例別表中、船津小学校の前に相賀小学校の学校林として、加えるものでございます。併せて、学校名、地目、備考の欄に使用しております、「同じくする符号」を取るとともに、相賀小学校の2段目の所在地、大字の便ノ山と字の石切の間に「字」の文字がございません。同様に相賀小学校の3段目の所在地、便ノ山と横山の間に「字」の文字が無いため、新条例のほうで字を加え、文章を整えるものでございます。

それでは、新条例の47ページと48ページをお願いします。

新条例の条例別表中、船津小学校の前に相賀小学校の学校林として、旧条例で引本小学校のものを加えております。併せて、旧条例で使用しておりました、同じくする符号をとりまして文字にしております。また、相賀小学校の2段目の所在地、便ノ山と石切の間、3段目の所在地の便ノ山と横山の間に「字」の文字を加えております。

なお、この条例につきましては、平成31年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

### **東清剛議長**

次に、議案第61号の説明を求めます。

井土生涯学習課長。

### **井土誠生涯学習課長**

おはようございます。

それでは、議案第61号 紀北町体育館条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案書の51ページをご覧ください。

議案第61号 紀北町体育館条例の一部を改正する条例

紀北町体育館条例（平成17年紀北町条例第169号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年12月11日提出

紀北町長 尾上壽一

#### **提案理由**

紀北町紀伊長島体育館を解体することに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

紀北町紀伊長島体育館の老朽化による解体に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたものでございます。紀北町紀伊長島体育館の解体工事は、平成30年12月25日に入札を行う予定をしており、70日間の工期で取壊しを行う予定でございます。

改正の内容につきまして、新旧対照表で説明いたしますので、53ページをご覧ください。

第2条の名称及び位置の表でございます。

この表から紀北町紀伊長島体育館の項を削るものでございます。

なお、この条例の施行は公布の日からとしております。

説明は、以上でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

### **東清剛議長**

次に、議案第62号の説明を求めます。

上野農林水産課長。

### **上野和彦農林水産課長**

それでは、議案第62号について、ご説明申し上げます。

議案書の54ページをお願いいたします。

議案第62号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について

次のとおり変更委託事業契約を締結したいので、議会の議決を求める。

#### 記

- 1 契約の目的 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業（平成30年度分）
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額  
(変更前) 5億2,787万5,000円  
うち三浦漁港海岸分 2億9,355万円  
うち矢口漁港海岸分 2億3,432万5,000円  
(変更後) 5億6,454万3,000円  
うち三浦漁港海岸分 3億3,021万8,000円  
うち矢口漁港海岸分 2億3,432万5,000円
- 4 契約の相手方 三重県津市広明町13番地  
三重県  
三重県知事 鈴木 英敬

平成30年12月11日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業について、交付金の追加交付に伴い変更委託事業契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるため。でございます。

それでは、内容について説明させていただきます。

55ページをお願いいたします。

まず、最初に、今回提案させていただきます変更契約につきましては、国の農山漁村地域整備交付金の追加交付に伴い、本年6月26日の第2回臨時会で議決いただきました、三重県との委託事業契約について、金額が変更となるため議会の議決が必要となったことによるものでございます。

なお、今回追加となった国からの交付金は1,780万円で、補助率が2分の1であることか

ら、事業費としましては3,560万円となり、事業費の3%相当の事務費106万8,000円を加えた、3,666万8,000円が増額となる変更契約でございます。

また、追加の事業費の内容といたしましては、三浦漁港海岸の陸開工1基の整備にあてる予定でございます。

それでは、資料1の説明に入らせていただきます。

平成30年度における、三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約における変更前、変更後の対照表でございます。

上の表が、契約額の変更前、変更後の対照表、下の表が、事業費概要の変更前、変更後の対照表でございます。

まず、上の表でございます。

三浦漁港海岸の事業費につきましては、変更前が2億8,500万円、変更後が3億2,060万円となり、3,560万円の増額でございます。

事務費につきましては、変更前855万円、変更後が961万8,000円となり、106万8,000円の増額でございます。

合わせまして、変更前が2億9,355万円、変更後が3億3,021万8,000円となり、3,666万8,000円の増額でございます。

次に、矢口漁港海岸の事業費につきましては、変更前、変更後ともに2億2,750万円、事務費が682万5,000円、合わせて2億3,432万5,000円で、当初契約から変更はございません。

三浦漁港海岸、矢口漁港海岸の合計といたしまして、変更前が5億2,787万5,000円、変更後が5億6,454万3,000円となり、3,666万8,000円の増額となるもので、この金額により、三重県との委託事業契約を変更しようとするものでございます。

続きまして下の表をお願いいたします。

まず、平成30年度の三浦漁港海岸につきましては、国からの補助金と交付金を活用した2つの事業を実施しており、補助金につきましては、平成30年度の補助事業として、事業採択された漁港機能増進事業補助金による事業実施分でございます。

変更前、変更後ともに、堤防工・付帯工の1億5,500万円、陸開工2基4,000万円、樋門工1門500万円で、これらに変更はございません。

次に、交付金につきましては、継続事業として実施しております農山漁村地域整備交付金による事業実施分でございます。

堤防工・付帯工・水門付帯工の8,500万円は、変更前、変更後も同額で、今回変更はござ

いません。その下の、陸開工1基3,560万円が変更後の交付金による事業として新たに追加され、これが今回の変更契約分でございます。

これにより、三浦漁港海岸の事業費の合計としましては、変更前の2億8,500万円に3,560万円が追加され、変更後は3億2,060万円となるものでございます。

次に矢口漁港海岸につきましては、国の交付金を活用した事業と町単事業の2つの事業を実施しており、交付金につきましては、農山漁村地域整備交付金による事業実施分で2億3,000万円、町単事業は、国の補助を受けないで本年度から実施している事業実施分で1億5,000万円でございます。

この2つの事業のいずれも、変更前、変更後に変更はございません。

なお、矢口漁港海岸の交付金の事業のうち、用地費一式100万円と補償費一式150万円の、合わせて250万円は、三重県に委託せず、町が直接事業を実施するため、三重県に委託する事業費は変更前、変更後ともに、この250万円を差し引いた2億2,750万円でございます。

続きまして、施行期間でございますが、変更前が平成30年6月26日から平成31年3月31日まででございますが、変更後は平成32年3月31日までとするものでございます。

続きまして、56ページをお願いいたします。

これは、三浦漁港海岸の計画平面図でございます。

今回の交付金の追加交付により事業の実施箇所に変更が生じたところは、図面左下にあります水色で着色された箇所で、陸開工1基の予定箇所でございます。当初契約時の議案説明では、この部分は、平成31年度以降施行予定として緑色で着色されていた部分でございます。

57ページをお願いいたします。

これは、今回追加となります三浦漁港海岸の陸開の構造図でございます。

構造といたしましては、動力式のアルミ合金製横引きゲートでございます。

冒頭にも申し上げましたが、今回の変更委託事業契約は、交付金の追加交付がなされたことによるものでございますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

議案第62号についての説明は以上でございます。

## **東清剛議長**

次に、議案第63号の説明を求めます。

## **12番 入江康仁議員**

先ほどの説明でさ、三浦海岸漁港の樋門工1門、5,000万円って言わへんだか、私聞き間

違いかいな。

**東清剛議長**

3,500万円って言ったように思いますが。

**12番 入江康仁議員**

そこだけちょっと確認してもらったら。

**東清剛議長**

金額だけですか。上野課長。

**上野和彦農林水産課長**

今回、三浦漁港海岸の変更となる部分につきましては、陸開工1基3,560万円の追加でございます。以上でございます。

**東清剛議長**

ということです。詳細については、また確認します。たぶん今言っているとおりだと思いますので。

次に、宮本学校教育課長。

**宮本忠宜学校教育課長**

それでは、議案第63号 紀北町スクールバス購入契約の締結について、ご説明させていただきます。

議案書の58ページをお願いします。

議案第63号 紀北町スクールバス購入契約の締結について、下記のとおり財産の取得のため備品購入契約を締結したいので、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 マイクロバス 1台 購入
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 788万円
- 4 契約の相手方 三重県北牟婁郡紀北町相賀820番地1

有限会社山口自動車工業

取締役 山口 公孝

平成30年12月11日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

引本小学校の廃校に伴い、平成31年4月より引本浦地区と相賀小学校間の児童の送迎に

使用するスクールバスの購入契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決が必要なため、でございます。

議案書の59ページをお願いします。

59ページにつきましては、スクールバス購入に伴う、購入費、概要、納入期限についての説明となっております。

まず、購入費に関しましては、契約金額が788万円でございます。この契約金額は、物品価格の729万6,297円に8%の消費税58万3,703円を加えたものでございます。

入札は、一般競争入札により2社の参加がございました。最低価格を提示いたしました有限会社 山口自動車工業が落札いたしました。

予定価格の827万6,040円に対する落札率は95.2%でございます。

次に購入物品の概要であります。購入数量等につきましては、台数1台、車種、日野リエッセII GX、車両形式、SKG-XZB70MZRT EYロングボデー、スクールバスとしての架装は1式でございます。

これらの内訳であります。車両につきましては、乗車定員が29名（内乗務員1名）、寸法といたしましては、全長6,990mm、全幅2,080mm、全高2,635mmであります。エンジンはディーゼルエンジン、排気量は4,009cc、トランスミッションは6速オートマチックでございます。

架装につきましては、自動スイング扉（電動補助ステップ付）、後面窓電熱ヒーター、カーナビ、バックカメラ、室内放送アンプ、傘立て、カーテン、サンバイザー、サイドバイザー、フロアマット、車両文字入れ、LED室内灯、付属品は停止表示板1セットでございます。

納入期限は、平成31年3月29日でございます。

60ページをお願いします。

60ページにつきましては、参考資料でございます。

この参考資料につきましては、日野リエッセII GXの前方から見た外観と、内装、架装の自動スイング扉、電動補助ステップ、寸法を表示いたしました外観図でございます。

以上で、議案第63号の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**東清剛議長**

ちょっと待ってください。文言の間違いですか。

**12番 入江康仁議員**

いやいや先ほどのね、言った数字のあれを、この比較、増減を私言うとするんじゃないんさ。私が言うとするのは、ちゃんと聞いてよ。この三浦漁港海岸の樋門工1門、助成金で補助金ですね、500万円と書いてあるのを5,000万円と言ったんじゃないかということをおっしゃっておるんですよ。それを僕が確認してないから、僕の聞き間違いかもわからんけど、そこを確認してくださいと言ったんです。それを答えたのは補助金の増減を言っておるからさ、わかる。

**東清剛議長**

ちょっと待ってくださいよ。少なくとも質疑として議事進行されるのであれば、説明したことに對しての質疑に。

**12番 入江康仁議員**

説明したことに對してやないかな。

ここに書いてある5,000万円、500万円と5,000万円とは違うよと。だから文言の私の聞き間違いかということがわからんから、私は質問したら比較増減で答弁きたから、あんた聞いたんでね、議長が。そういうこと聞いとるんじゃないよということをお願いなんです。

**東清剛議長**

正式にね、わかりました。

上野農林水産課長。

**上野和彦農林水産課長**

どうも聞き取りにくい発言で申し訳ございませんでした。

三浦漁港海岸の補助金につきましては、陸開工が2基で4,000万円、樋門工が1門で500万円ということで、これはどちらも変更前、変更後に金額に変更はございません。樋門工につきましては、1門が500万円ということでございまして、もし5,000万円という発言ということでしたら訂正してお詫び申し上げます。

**東清剛議長**

ということで、わかりました。今後とも皆さんね、執行部の皆さんも言い間違いのないようによろしく。

**東清剛議長**

それでは、次に議案第64号の説明を求めます。

水谷財政課長。

### 水谷法夫財政課長

それでは、議案第64号 平成30年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の内容につきまして説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成30年度紀北町一般会計補正予算（第4号）

平成30年度紀北町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,040万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億1,761万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成30年12月11日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは5ページをご覧ください。

第2表は、繰越明許費であります。第5款・農林水産業費 第3項・水産業費の海岸保全施設整備事業について、5億1,200万円を、平成31年度に繰り越ししようとするものでございます。

6ページをご覧ください。

第3表 債務負担行為補正であります。三重県知事選挙と三重県議会議員選挙のポスター掲示場設置及び撤去業務を新たに追加するものでございます。

7ページをご覧ください。

第4表は、地方債補正であります。学校教育施設等整備事業の限度額5,740万円の追加と、臨時財政対策債は、発行可能額の決定により限度額を2億6,200万円から、474万8,000円減額し、2億5,725万2,000円に変更しようとするものでございます。

続きまして、補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書で、歳入から説明させていただきます。

10ページをご覧ください。

第8款、第1項、第1目ともに地方特例交付金、167万6,000円の増額は、交付額の決定に伴うものでございます。

第9款、第1項、第1目ともに地方交付税、9,824万4,000円の増額は、普通交付税の交付額の決定によるものでございます。

第13款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第8目・教育費補助金、2,872万4,000円の増額は、小・中学校のエアコン設置事業に係る交付金を新たに計上するものでございます。

11ページをご覧ください。

第14款・県支出金、第3項・委託金、第1目・総務費委託金101万2,000円の減額は、知事選挙及び県議会議員選挙の執行委託金の決定によるものでございます。

第16款・第1項ともに寄附金、第1目・総務費寄附金8,000万円の増額は、ふるさと納税による寄附金の見込額を1億2,000万円から2億円とするものでございます。

第17款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金6,882万7,000円の減額は、繰入金の一部を財政調整基金に戻し入れするものでございます。

次に、第18目・ふるさと応援基金繰入金4,066万円の増額は、ふるさと寄附金推進事業で、返礼品等に係る事業委託料の増額分に財源充当するものでございます。

12ページをご覧ください。

第19款・諸収入、第5項、第6目ともに雑入、1,828万8,000円の増額は、台風20号等による避難準備・高齢者等避難開始の発令に伴い、時間外勤務手当などの経費に対して支払われる災害対策費用保険金261万4,000円を第5節・保険金に新たに計上するものでございます。

第6節の雑入では、紀北広域連合負担金の前年度精算金886万円、事業廃止に伴う地域介護・福祉空間整備推進交付金返還金636万4,000円、東紀州地域振興公社からの熊野古道保全整備事業補助金45万円を新たに計上するものでございます。

第20款及び第1項ともに町債、第8目・教育債5,740万円の増額は、小・中学校エアコン

設置事業に要する経費に財源充当する学校教育施設等整備事業債でございます。

13ページをご覧ください。

第10目・臨時財政対策債474万8,000円の減額は、発行可能額の決定によるものでございます。

次に、歳出予算を説明させていただきます。

14ページをご覧ください。

第1款、第1項、第1目ともに議会費は、32万4,000円を減額し、1億135万6,000円とするものでありますが、給与改定や共済組合負担率の確定などによる職員人件費及び嘱託職員等賃金の精査によるものでございます。

なお、今回の職員人件費の補正による増減内容につきましては、他の科目におきましても、給与改定及び人事異動による組み替えや共済組合負担率の確定などによる職員人件費の精査でございますので、詳細は最後に給与費明細書で説明させていただきます。

15ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は、1,259万9,000円を増額し、5億9,113万3,000円とするものでありますが、特別職や職員の人件費及び嘱託職員等賃金の精査によるものでございます。

16ページをご覧ください。

第2目・文書広報費は、46万6,000円を増額し、6,379万1,000円とするものでありますが、台風で被災した海山総合支所の掲示板の工事費であります。

第5目・財産管理費は、8,012万3,000円を増額し、5億3,268万7,000円とするものでありますが、町有財産管理事業12万3,000円の増額は台風で被災した町民センターの修繕料、基金管理事業8,000万円の増額は、ふるさと納税による寄附金8,000万円の増額分をふるさと応援基金に積立てるものでございます。

第6目・企画費は、4,066万円を増額し、2億2,164万3,000円とするものでありますが、ふるさと寄附金推進事業の返礼品等に係る事業委託料4,066万円の増額によるものでございます。

第7目・支所及び出張所費は、7万8,000円を増額し、3,145万4,000円とするものでありますが、嘱託職員等賃金の精査のほか、台風で破損したカーテンの購入費と会議室のエアコンの取替修繕費でございます。

第10目・生活安全推進費は、97万円を増額し、937万6,000円とするものでありますが、

交通安全対策のためのゾーン30指定に係る路面標示のための工事費でございます。

17ページをご覧ください。

第2項・徴税費、第1目・税務総務費は、354万9,000円を減額し、7,721万円とするものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

第2目・賦課徴収費は、199万8,000円を増額し、631万2,000円とするものでありますが、地方税共通納税システム導入に伴うシステム改修委託料でございます。

18ページをご覧ください。

第3項及び第1目ともに戸籍住民基本台帳費は、82万1,000円を増額し、7,039万4,000円とするものでありますが、職員人件費及び嘱託職員等賃金の精査によるものでございます。

19ページをご覧ください。

第4項・選挙費、第1目・選挙管理委員会費は、2,000円を減額し、827万2,000円とするものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

第9目・知事選挙費は、50万6,000円を減額し、641万2,000円とするものでありますが、選挙執行費の決定によるものでございます。

第10目・県議会議員選挙費は、50万6,000円を減額し、140万6,000円とするものでありますが、選挙執行費の決定によるものでございます。

20ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は、1,020万8,000円を増額し、7億6,057万7,000円とするものでありますが、職員人件費及び嘱託職員等賃金の精査によるものの他、国民健康保険事業特別会計繰出金44万9,000円の増額は、職員給与費の精査に伴う増額、民生共通事務事業11万3,000円の増額は、相賀児童公園の立木伐採費、紀北広域連合運営事業9万9,000円の増額は、給与等人件費の精査による増額、災害見舞金支給事業65万円の増額は台風21号及び24号で、全壊・半壊された方への見舞金でございます。

第4目・国民年金事務費は、26万3,000円を増額し、1,738万9,000円とするものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

21ページをご覧ください。

第2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は、691万7,000円を増額し、5億2,549万6,000円とするものでありますが、老人福祉センター管理事業47万4,000円の増額は、電気代等の精査や多目的トイレ電気温水器の取替修繕費など、後期高齢者医療特別会計繰出金

7万9,000円の増額は職員給与費の精査に伴う増額、地域介護・福祉空間整備事業636万4,000円の増額は、交付金を受け整備した事業者が事業を廃止したことによる交付金の償還金で、財源は全額を事業者より歳入で受けるものでございます。

第2目・養護老人ホーム費は、498万2,000円を減額し、9,266万6,000円とするものでありますが、職員人件費及び嘱託職員等賃金の精査によるものでございます。

23ページをご覧ください。

第3項・児童福祉費、第2目・保育所費は、6万5,000円を減額し、4億4,194万4,000円とするものでありますが、職員人件費及び嘱託職員等賃金の精査によるものでございます。

24ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第1目・保健衛生総務費119万1,000円を増額し、1億6,565万3,000円とするものでありますが、地域保健及び環境管理関係の職員人件費及び嘱託職員等賃金の精査によるものでございます。

第3目・環境衛生費168万円を増額し、6,962万1,000円とするものでありますが、荷坂やすらぎ苑のエアコン故障による改修工事を行うための負担金の増額でございます。

25ページをご覧ください。

第2項・清掃費、第1目・清掃総務費は、103万2,000円を増額し、1億7,531万円とするものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

第2目・塵芥処理費は、335万1,000円を増額し、5億5,315万8,000円とするものでありますが、台風21号による災害ごみの処理委託料などでございます。

26ページをご覧ください。

第3項・上水道費、第1目・上水道施設費は、22万7,000円を増額し、7,139万6,000円とするものでありますが、保険金を繰り出すものでございます。

27ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第1目・農業委員会費は、28万円を増額し、841万4,000円とするものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

第2目・農業総務費は、13万1,000円を増額し、4,817万8,000円とするものでありますが、職員人件費及び嘱託職員等賃金の精査によるもののほか、農業用施設管理事業14万1,000円の増額は、台風で被災した農村婦人の家の修繕費でございます。

第5目・農地費は180万円を増額し、7,158万円とするものでありますが、台風で被災した農業用施設の修繕費でございます。

28ページをご覧ください。

第2項・林業費、第1目・林業総務費は60万1,000円を減額し、4,311万4,000円とするものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

第2目・林業振興費は67万7,000円を増額し、2,000万3,000円とするものでありますが、苗木生産支援の補助金でございませう。

第3目・林業施設費は、148万3,000円を増額し、6,399万8,000円とするものでありますが、台風で被災した林道の修繕費でございませう。

第4目・町有林造成費は、20万7,000円を減額し、8,179万4,000円とするものでありますが、職員人件費の精査によるものでございませう。

29ページをご覧ください。

第3項・水産業費、第1目・水産業総務費は11万6,000円を増額し、2,097万2,000円とするものでありますが、職員人件費の精査によるものでございませう。

第3目・漁港管理費は304万1,000円を増額し、6億9,977万3,000円とするものでありますが、台風による漁港のごみ処理費でございませう。

30ページをご覧ください。

第6款及び第1項ともに商工費、第1目・商工総務費は、175万5,000円を減額し、6,422万8,000円とするものでありますが、職員人件費及び嘱託職員等賃金の精査によるものでございませう。

第2目・商工業振興費は、45万1,000円を増額し、4,740万3,000円とするものでありますが、ふれあい広場マンドロ管理事業32万3,000円の増額は、台風により被災した屋根の修繕費、物産振興事業12万8,000円の増額は、銚子川の水の送料の増額でございませう。

第3目・観光費は、101万5,000円を増額し、1億4,693万円とするものでありますが、観光振興事業54万7,000円の増額は、台風で被災した道瀬海岸トレイの修繕費と中熊トイレの取り壊し工事費、観光活性化対策事業35万1,000円の増額は、台風による始神さくら広場の倒木処理費、紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営事業は落雷により破損したカーゲート基盤の取替修繕費でございませう。

31ページをご覧ください。

第7款・土木費、第1項・土木管理費、第1目・土木総務費は、629万3,000円を減額し、9,438万円とするものでありますが、職員人件費及び嘱託職員等賃金の精査によるものでございませう。

32ページをご覧ください。

第2項・道路橋りょう費、第1目・道路橋りょう総務費は、22万1,000円を減額し、705万5,000円とするものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

第2目・道路橋りょう維持費は、385万円を増額し、1億1,604万2,000円とするものでありますが、台風により被災した町道と交通安全設備の修繕費でございます。

33ページをご覧ください。

第3項・河川費、第2目・河川施設費は、166万円を増額し、1,466万円とするものでありますが、台風により被災した町管理河川の修繕費でございます。

34ページをご覧ください。

第5項・都市計画費、第1目・都市計画総務費は13万円を増額し、1,737万5,000円とするものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

35ページをご覧ください。

第8款及び第1項ともに消防費、第1目・常備消防費は、609万2,000円を減額し、4億6,577万7,000円とするものでありますが、三重紀北消防組合の職員人件費の精査などにかかる組合負担金の減額によるものでございます。

第3目・消防施設費は、21万2,000円を増額し1,992万2,000円とするものでありますが、台風により被災した消防団詰所の修繕費でございます。

第4目・水防費は、125万3,000円を増額し1,202万円とするものでありますが、排水機場の電気代の増額でございます。

第5目・災害対策費は、378万1,000円を増額し8,514万5,000円とするものでありますが、災害対策費353万8,000円の増額は台風等の警戒に係る職員時間外勤務手当などで、地震・津波災害避難路等整備事業24万3,000円の増額は、台風により被災した避難路及び防災倉庫の修繕費でございます。

36ページをご覧ください。

第9款・教育費、第1項・教育総務費、第2目・事務局費は、987万5,000円を減額し、8,427万5,000円とするものでありますが、特別職や職員の人件費の精査によるものでございます。

37ページをご覧ください。

第2項・小学校費、第1目・学校管理費は6,269万円を増額し、2億2,106万2,000円とするものでありますが、嘱託職員等賃金の精査による減額のほか、小学校管理運営事業216万

5,000円の増額は、引本小学校閉校式消耗品と電気代等の光熱水費の増額で、小学校校舎等施設営繕事業6,076万1,000円の増額は、台風により被災した相賀小学校などの工事費及び小学校8校、43基のエアコン設置工事費でございます。

38ページをご覧ください。

第3項・中学校費、第1目・学校管理費は、3,052万6,000円を増額し、8,631万8,000円とするものでありますが、中学校管理運営事業119万1,000円の増額は、電気代等の光熱水費で、中学校校舎等施設営繕事業2,933万5,000円の増額は、台風により被災した紀北中学校などの工事費及び中学校4校、19基のエアコン設置工事費でございます。

39ページをご覧ください。

第4項及び第1目ともに幼稚園費は、167万円を減額し、5,988万1,000円とするもので、職員人件費及び嘱託職員等賃金の精査によるものでございます。

40ページをご覧ください。

第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費は1,226万9,000円を増額し、3億6,308万円とするものでありますが、職員人件費及び嘱託職員等賃金の精査によるもののほか、集会施設等管理運営事業17万8,000円の増額は、台風により被災した木工陶芸工場の修繕費でございます。

第2目・公民館費は189万8,000円を増額し、4,332万8,000円とするものでありますが、台風により被災した海山公民館などの修繕費と海山公民館の階段手摺等の設置工事費でございます。

第4目・文化財調査費は45万円を増額し、854万8,000円とするものでありますが、台風により被災した始神峠の修繕費と熊野古道の案内板の更新費でございます。

41ページをご覧ください。

第6項・保健体育費、第2目・給食施設費は、43万7,000円を増額し、1億5,599万1,000円とするものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

第3目・体育施設費は314万3,000円を増額し、1億7,100万7,000円とするものでありますが、体育館管理事業188万8,000円、海山グラウンド管理事業55万8,000円、赤羽公園管理事業6万5,000円、東長島スポーツ公園管理事業63万2,000円の増額は、それぞれ台風により被災した施設等の修繕費、倒木処理費、工事費でございます。

42ページをご覧ください。

第11款及び第1項ともに公債費、第1目・元金は87万2,000円を増額し、12億2,818万

3,000円とするものでありますが、長期借入金償還金の利率見直しなどに伴う元金償還額の増額によるものでございます。

第2目・利子は863万1,000円を減額し、6,734万5,000円とするものでありますが、長期借入金利率見直し及び平成29年度起債の借入額の決定に伴う償還利子の精査等による減額でございます。

43ページをご覧ください。

債務負担行為に関する調書で、三重県知事選挙と三重県議会議員選挙のポスター掲示場設置及び撤去業務分でございます。

44ページからは、地方債の現在高見込みに関する調書でございますが、45ページの合計欄をご覧ください。

前年度末現在高は118億3,672万9,000円であり、当該年度中の起債見込額は、今回の補正分5,265万2,000円の増額により20億335万2,000円となり、当該年度中の元金償還見込額につきましては、今回の87万2,000円の増額により、12億2,818万3,000円となることから、当該年度末現在高見込額は126億1,189万8,000円となる見込みでございます。

46ページをご覧ください。

給与費明細書でございますが、1の特別職につきましては、共済費の実績見込みにより、長等で87万6,000円を減額し、補正後の総額といたしましては、1億4,707万6,000円となります。

47ページをご覧ください。

2の一般職175名分につきましては、給料146万3,000円の減額、職員手当978万4,000円の増額、共済費が785万3,000円の増額により、合計では1,617万4,000円の増額となります。補正後の総額としましては12億4,144万5,000円となります。

48ページをご覧ください。

増減額の明細であります。給料146万3,000円の減額は、給与改定等による増額が138万1,000円、人事異動等による減額が284万4,000円となります。

職員手当978万4,000円の増額は、勤勉手当の支給月数を0.05引き上げたことなどから、給与改定による増額が361万9,000円、人事異動等による減額が174万5,000円、その他災害対策等による増額は災害対応時間外勤務手当などで791万円となります。

49ページ以降につきましては、給料及び職員手当の状況等について記載したものでございます。

以上で、議案第64号 平成30年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

---

#### **東清剛議長**

これで、暫時休憩いたします。

11時5分まで休憩いたします。

(午前 10時 53分)

---

#### **東清剛議長**

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11時 05分)

---

#### **東清剛議長**

次に、議案第65号及び議案第66号の説明を求めます。

上ノ坊住民課長。

#### **上ノ坊健二住民課長**

それでは、議案第65号 平成30年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成30年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億6,992万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月11日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきますので、6ページをご覧ください。

第3款・県支出金、第3項・県負担金・補助金、第1目・保険給付費等交付金27万円の増額は、地域特別調整交付金の増額に伴う補正でございますが、地域特別調整交付金は国保の経営改善につながるようなシステム改修や計画策定等、特別な取り組みに応じて交付されるものですが、今回の補正は、国保制度改革に伴う国保事業報告システムの改修に対する財政支援でございます。

第5款・繰入金、第1項・他会計繰入金、第1目・一般会計繰入金44万9,000円の増額は、給与改定や共済組合負担率の確定などに伴い、職員4名分の人件費精査不足分を一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

7ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費71万9,000円の増額は、歳入でご説明させていただきましたとおり、職員4名分の人件費について増額させていただく44万9,000円と、一般事務事業になりますが、国保事業報告システムの改修費27万円でございます。

以上で、議案第65号 平成30年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

## 上ノ坊健二住民課長

続きまして、議案第66号の平成30年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成30年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成30年度紀北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万9,000円を追加し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ6億1,120万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月11日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきますので、6ページをご覧ください。

第4款・繰入金、第1項・一般会計繰入金、第1目・事務費繰入金7万9,000円の増額は、給与改定や共済組合負担率の確定などに伴い、職員1名分の人件費精査不足分を一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出を説明させていただきますので、7ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費7万9,000円の増額につきましても、歳入でご説明させていただきましたとおり、職員1名分の人件費について、増額させていただくものでございます。

以上で、議案第66号 平成30年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

どうぞ、よろしく願いいたします。

#### **東清剛議長**

次に、議案第67号の説明を求めます。

中村福祉保健課長。

#### **中村吉伸福祉保健課長**

それでは、議案第67号 平成30年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

平成30年度 紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ905万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,202万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月11日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、説明させていただきます。

それでは、歳入予算から、ご説明いたします。

6ページをお願い致します。

第5款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・紀北町指定介護老人福祉施設基金繰入金は、905万9,000円を減額し、563万5,000円とするものでございます。

次に歳出予算をご説明いたします。

7ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・施設管理費、第1目・一般管理費は、905万9,000円を減額して1億7,801万2,000円とするものであります。

内容としまして、人事異動及び人事院勧告等による職員人件費373万6,000円の減額と嘱託職員等賃金の精査による532万3,000円の減額によるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### **東清剛議長**

次に、議案第68号の説明を求めます。

上野水道課長。

#### **上野隆志水道課長**

それでは、議案第68号 平成30年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成30年度 紀北町水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成30年度紀北町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 平成30年度紀北町水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款・水道事業費用の、既決予定額3億9,380万4,000円に、補正予定額194万7,000円を増額し、計を3億9,575万1,000円に。

第1項・営業費用の、既決予定額3億6,211万2,000円に、補正予定額91万2,000円を増額し、計を3億6,302万4,000円に補正するものでございます。

第2項・営業外費用の、既決予定額3,159万7,000円に、補正予定額103万5,000円を増額し、計を3,263万2,000円に補正するものでございます。

次に、（資本的支出）

第3条 予算第4条本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,966万9,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額1,200万8,000円、過年度分損益勘定留保資金260万1,000円、当年度分損益勘定留保資金1億506万円を補てんするものとする。）に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

第1款・資本的支出の既決予定額3億8,115万9,000円に、補正予定額8万8,000円を増額し、計を3億8,124万7,000円に。

第1項・建設改良費の既決予定額2億5,154万8,000円に、補正予定額8万8,000円を増額し、計を2億5,163万6,000円に補正するものでございます。

次に、（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第8条中（1）職員給与費「7,809万3,000円」を「7,904万9,000円」に改める。

平成30年12月11日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算書の17ページをお願いいたします。

平成30年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）実施計画説明書

収益的支出についてでございます。

第1款・水道事業費用、第1項・営業費用、第3目・総係費に、91万2,000円を増額し、1億19万7,000円とするものでございます。

内容といたしましては、職員10名分にかかる給料に23万9,000円、手当等に21万1,000円、法定福利費に41万9,000円、厚生費に1,000円を、会費負担金に4万2,000円を、それぞれ増額するものでございます。

これにつきましては、人事異動及び給与改定等に伴う補正でございます。

次に18ページをお願いいたします。

第2項・営業外費用、第1目・支払利息及び企業債取扱諸費に103万5,000円を増額し、2,534万7,000円とするものでございます。

これにつきましては、平成29年度に借り入れた起債の利率の確定に伴い、償還利子103万5,000円を増額するものでございます。

次に19ページをお願いいたします。

資本的支出についてでございますが、第1款・資本的支出、第1項・建設改良費、第1目・上水道改良費に8万8,000円を増額し、1億6,398万6,000円とするものでございます。

主な内容といたしましては、職員1名分にかかる給料に5,000円、手当等に2万2,000円、法定福利費に6万円、会費負担金に1,000円を、それぞれ増額するものでございます。

これにつきましても、人事異動及び給与改定等に伴う補正でございます。

以上で、議案第68号 平成30年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### **東清剛議長**

以上で提案理由及び内容説明を終わります。

---

### **日程第5**

#### **東清剛議長**

これから各議案に対する質疑に入りますが、質疑の回数は会議規則第55条の規定により、議長が宣告した議題について3回以内となっております。委員会での審査は十分できるので、自分が所属する委員会に付託される案件については大筋の質疑にとどめていただき、詳細は委員会で行っていただきますよう、ご配慮をお願いいたします。

それでは、これから各議案に対する質疑を行います。

日程第5 議案第55号 紀北町公告式条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

15番 平野隆久君。

#### **15番 平野隆久議員**

この公告式条例の一部改正することによって、公告の看板ですね、あれが現の三浦、三

野瀬出張所になるということなんですけど、三野瀬出張所についてはもう移動ということになっていると思うんですけども、ちょっと僕の記憶違いだったら申し訳ないんですけども、前もう現実的に現三野瀬出張所へ移しておるといようなことを聞いたような気がするんですけども、移してなくて今からこれから条例改正して移すのか。以前からやっていたけども、今回、条例を改正するのか。もしそれならば何故今なのか、その点についての答弁を求めます。

**東清剛議長**

濱田総務課長。

**濱田多実博総務課長**

今回ですね、移動させていただくということでございまして、以前にはしてございません。当初予算におきまして、その費用についてはお認めいただいたので、そのことかと思っておりますけども、以上でございます。

**東清剛議長**

ほかに質疑される方はございませんか。

( 発言する者なし )

**東清剛議長**

以上で質疑を終わります。

---

**日程第6**

**東清剛議長**

次に、日程第6 議案第56号 紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑される方はございませんか。

11番 近澤チヅル君。

**11番 近澤チヅル議員**

先ほどの説明ですね、事務の効率化を図るために町村に参加しているという、15の町があるんですけども、紀北町は参加しているということですが、これはすべての15町が参加しているのかどうかお伺いします。

もう1点は、5人の委員がいるということをお聞きしておりますが、どういう方になっておられるのかお伺いします。

**東清剛議長**

濱田総務課長。

**濱田多実博総務課長**

これにつきましては、すべてということではございませんので、参加希望のあるところということで、してないところもあるというふうに聞いております。

それから、5人の委員でございますけども、弁護士の方が2名、それから大学准教授の方が1名、それから県職員のOBの方1名、それから民間からですね、銀行等の出身の方が1名ということで、5名の方が委員になられております。

以上でございます。

**東清剛議長**

11番 近澤チヅル君。

**11番 近澤チヅル議員**

参加していない町もあるということですが、参加しているのは15のうちのいくつかの町なのかお聞きしたいのと、今回、2年と3年だったのを同じにするということで、どういうメリットがあるのか、お伺いいたします。

そして、もう1点ですね、個人情報保護審査会委員の今、弁護士、5人の方の職業とか、そういう経歴とかがお話されましたけれども、行政不服委員と同じ方になっておられるということも聞いておりますが、それで同じ方になっているのかどうかお伺いいたします。

**東清剛議長**

濱田総務課長。

**濱田多実博総務課長**

参加市町についてはごめんなさい。ちょっと資料がございませんので、また後ほどお知らせをさせていただきます。

メリットにつきましてはですね、ご質問でございますけども、今回ですね、この31年3月31日です、これまで2年であったもの、3年であったものが、ちょうど同じ時期にですね、任期が終わるということで、それ以降3年にしたいということでございます。

このメリットにつきましてはですね、まず事務につきましては、事務処理等がですね、これで一括で行えることと合わせてですね、新しく任命された委員の方がですね、初めて会

議を開く際にですね、会長の互選ということを行います。そのために1回、集まっていたくのですが、その際ですね、旅費等が発生しておりますので、その旅費等がですね、1回で集まれるので軽減できるというふうなメリットがあるというふうに伺っております。

それからですね、個人情報等の委員とですね、それから行政不服審査会の委員については、5名とも同じ方を選任させていただいているということでございます。

以上でございます。

#### **東清剛議長**

近澤チヅル君。

#### **11番 近澤チヅル議員**

これ私、最近、紀北町の情報公開をしたんですけども、この場合ですね、この決定に不服があった場合には不服を3カ月以内にできるということですが、この場合の個人情報保護審査会の情報公開について不服申立てがあった場合も、このような行政不服審査委員の方が審議されるのかどうか。また、別な仕事があるのかどうかお伺いいたします。同じ人だったら不服申立てをしても同じような結果が出るのではないかなということもございまして、たぶん違うのだろうかと思いますがお伺いします。

#### **東清剛議長**

濱田総務課長。

#### **濱田多実博総務課長**

審議される内容については、また情報公開とですね、個人情報、行政不服審査というのは内容が違っておりますので、それぞれ同じ方であってもですね、弁護士等の経験、あるいは大学教授等の経験の中でですね、そういったことが判断できるというふうなことで、同じことをしておられます。

それから、議員が情報公開をされてですね、例えばそこが情報公開できない部分があったということに対する不服審査については、この審査会の中で審議をしていただくということになります。

以上でございます。

#### **東清剛議長**

ほかに質疑される方はございませんか。

( 発言する者なし )

#### **東清剛議長**

以上で質疑を終わります。

---

## 日程第7

### 東清剛議長

次に、日程第7 議案第57号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

11番 近澤チヅル君。

### 11番 近澤チヅル議員

先ほど詳しく説明をしていただきましたが、給与に関しては0.2%あがるということですが、初任給の方が1,500円、月ですね、その他の方で400円という説明があったんですけども、その他というのは、ここにみえる課長があたるのかどうか。

そして、第2条のところですね、6月に、12月にとか、細かい数字の変化があったんですけど、実際にいただける支給される額にそれが影響あるのかどうかお伺いします。

### 東清剛議長

濱田総務課長。

### 濱田多実博総務課長

その他の職員の400円についてということなんですけども、一定の高齢の職員ということになりますと、課長はすべて400円に該当するというところでございます。

それから、今回勤勉手当を0.05月増額するというところでございますけども、これにつきましては、6月分についてはもう既に支給が終わっておりますので、12月に残りの部分をまとめて支給してですね、翌年度以降については期末・勤勉を合わせまして同率にするというふうな改定内容でございますので、それぞれ増額した分はですね、手取りとしては増えてくるということになると思います。

以上でございます。

### 東清剛議長

近澤チヅル君。

## 11番 近澤チヅル議員

よくわかりました。今回、人事院勧告を受けて100%賃金とか、勤勉手当については準用されたのだと思いますが、退職金については去年の人事院勧告で確かあったと思うんですけども、今回はあったのかどうか。そしてその適用が去年の皆さんに適用され、今年の職員の皆さんに適用されて減るのかなという思いもありますが、そここのところの説明をお願いいたします。

## 東清剛議長

濱田総務課長。

## 濱田多実博総務課長

人事院勧告につきましては、100%実施させていただくということでございます。

それから、退職金ですね、ことにつきましては昨年度の人事院勧告によりましてですね、1人平均でいきますと、約60万円ですね、それを減額するというふうな人事院勧告がございまして、当町におきましては退職手当組合に加入しておりますので、今年の4月1日ですね、以降退職する職員について、それを適用するというところでございますので、今回それを適用するというところで減額になるということでございます。

以上でございます。

## 東清剛議長

近澤チヅル君。

## 11番 近澤チヅル議員

昨日、年末手当が支給されたんですけども、今回の勤勉手当は後で支払われる、この改定が議決あった後で支払われることになるのか、それはいつに支払われるのかお伺いします。

## 東清剛議長

濱田総務課長。

## 濱田多実博総務課長

これにつきましては、この議案をですね、お認めいただいた後ということですので、できれば年内に支払いたいというふうに考えております。

以上でございます。

## 東清剛議長

ほかに質疑される方はございませんか。

( 発言する者なし )

**東清剛議長**

以上で質疑を終わります。

---

**日程第8**

**東清剛議長**

次に、日程第8 議案第58号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**東清剛議長**

以上で質疑を終わります。

---

**日程第9**

**東清剛議長**

次に、日程第9 議案第59号 紀北町立小学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**東清剛議長**

以上で質疑を終わります。

---

**日程第10**

**東清剛議長**

次に、日程第10 議案第60号 紀北町学校基本財産条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

( 発言する者なし )

**東清剛議長**

以上で質疑を終わります。

---

**日程第11**

**東清剛議長**

次に、日程第11 議案第61号 紀北町体育館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**東清剛議長**

以上で質疑を終わります。

---

**日程第12**

**東清剛議長**

次に、日程第12 議案第62号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

( 発言する者なし )

**東清剛議長**

以上で質疑を終わります。

---

**日程第13**

**東清剛議長**

次に、日程第13 議案第63号 紀北町スクールバス購入契約の締結についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**東清剛議長**

以上で質疑を終わります。

---

**日程第14**

**東清剛議長**

次に、日程第14 議案第64号 平成30年度紀北町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

なお質疑は歳入、歳出と分けて行います。質疑される方は必ずページ数を示してから質疑するようにお願いいたします。

それでは質疑される方はありませんか。

歳入について質疑される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**東清剛議長**

それでは、次に歳出について質疑される方はございませんか。

15番 平野隆久君。

**15番 平野隆久議員**

16ページなんですけども、生活安全推進費の工事請負費で、説明の時にゾーン30路面表示という説明がなされたんですけども、このゾーン30というのはどういうことなんですか。現在今、青で引いとるやつなのかどうかの確認と、もしそれだったら何なのかについての答弁を求めます。

**東清剛議長**

岩見危機管理課長。

**岩見建志危機管理課長**

ゾーン30についての説明をさせていただきます。

ゾーン30とはですね、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として区域を定めて最高速度30kmの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせゾーン内における速度抑制やゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策のことです。

以上でございます。

**東清剛議長**

平野隆久君。

**15番 平野隆久議員**

国道とかあんなところにある三角の標識があるじゃないですか、三角の標示しとるじゃないですか、今。それなんですか、その点についての答弁を求めます。

**東清剛議長**

岩見危機管理課長。

**岩見建志危機管理課長**

今現在、国道等に表示している三角の表示ではございません。町内にはないんですけども、津とか四日市ですね、街中に緑色で道の上に四角い表示がありまして、その上に白色でゾーン30というふうな記載された標示があると思うんですけども、そういった道の路上にですね、ペイントをされた標示の工事のことです。

今回ゾーン30のエリア設定なんですけれども、相賀地区を設定しております。

以上です。

**東清剛議長**

平野隆久君。

## 15番 平野隆久議員

つまり、そしたら今後していくということで、今回は相賀地区をエリアとしとるということなんですけれども、これは先々は全町内にいく予定なのかどうか、その点についての答弁を求めます。

## 東清剛議長

岩見危機管理課長。

## 岩見建志危機管理課長

現在、相賀地区だけなんですけれども、今後の予定としてはまだ予定はございません。以上です。

## 東清剛議長

ほかに質疑される方はありませんか。

7番 奥村仁君。

## 7番 奥村仁議員

教育費の9款なんですけれども、学校教育で小学校管理費と中学校校舎の管理、37ページ、38ページですね、エアコンの関係の予算に関して質問させていただきます。

エアコンの設置ということで、国の予算がついてきて今回町のほうでも一般財源ということで、予算をつけて設置していくということなんですけれども、この予算すべての中にとどの学校にですね、どの教室にどういう形のエアコンをつける規模と、あと工事費に関しても学校によっていろいろと工事の質が違ってくる、質というと具合悪いな。工事の内容が変わってくると思うんですけれども、どういう根拠でこの数字を出されたかということをお聞きしたいと思います。

## 東清剛議長

宮本学校教育課長。

## 宮本忠宜学校教育課長

それでは、ご質問にお答えさせていただきます。今回の補正予算におきまして、小学校8校分43基のエアコンと、中学校4校分19基のエアコンの費用をお願いさせていただいております。小学校8校の内訳としましては、三浦小学校3基、西小学校7基、東小学校8基、赤羽小学校4基、相賀小学校7基、矢口小学校3基、船津小学校4基、上里小学校6基を予定しております。

続きまして、中学校におきましては、紀北中学校6基、赤羽中学校4基、潮南中学校6

基、三船中学校3基と予定をしております。

規模といたしましては、設置する教室は特別支援学級を含む普通教室を対象としております。エアコンの設置につきましては、メーカーによりまして事務所、学校の面積に応じていただいたい何馬力のエアコンが必要という目安が出ております。それを参考にして考えております。天井へ埋め込み式を今現在、考えております。

あと学校によりましては受電設備の増設等の検討を行っている学校もございます。

以上でございます。

#### **東清剛議長**

7番 奥村仁君。

#### **7番 奥村仁議員**

小学校が43基、19基で62基なんですけども、その学校によってですね、今面積によってということで、エアコンの機器の大きさを決めているということで答弁いただいたんですけども、実際ちょっとなんていうのかな、業者の方とかいろいろお聞きすると、面積だけじゃなくって、生徒の人数によっても違うということで、人数が少なかったらそんなに大きいものはいらぬということなんですけども、多いところを基準にして一緒のもので考えているということによろしいんですか。

#### **東清剛議長**

宮本学校教育課長。

#### **宮本忠宜学校教育課長**

ただいまのところまだ詳細の実施設計前でございますので、メーカーの目安とする部屋の面積に応じてエアコンの馬力のほうを概算で決めております。ただこれから詳細設計のほうに入らせていただくことになります。議員ご提案の人数によってまた教室内に例えばエアコンが多いとか少ないとかというようなことで、室内の温度が変わるのではないかなというようなこともあるかと思えます。そういう部分についても留意させていただいて、詳細設計のほうに移らせていただきたいなと考えております。

以上でございます。

#### **東清剛議長**

よろしいですか。

ほかに質疑される方は。

5番 大西瑞香君。

## 5番 大西瑞香議員

29ページの漁港管理事業について質問いたします。

ごみ処理費ということだったんですけれども台風時の。これは業者に支払う分だけなのか、それとも漁業者も出てごみ処理を行いますけれども、その手当も含まれているのか、その点をお聞きいたします。

### 東清剛議長

上野農林水産課長。

### 上野和彦農林水産課長

大西議員のご質問にお答えいたします。今回のごみ処理でございますが、三浦漁港と矢口漁港のごみ処理でございます。いずれも三浦につきましては業者のほうで海岸に流れ着いたごみの処理をさせていただいております。流木等も含めた処理でございますので、業者のほうに発注しております。

それから、矢口漁港につきましては漁業者の方がですね、集められたごみとかを業者のほうで処理をさせていただいております。漁業者の方につきましてはボランティアで対応させていただいております。

以上でございます。

### 東清剛議長

よろしいですか。

他に質疑される方は。

12番 入江康仁君。

## 12番 入江康仁議員

24ページの環境衛生費の中の火葬場及び霊柩車管理運営事業の168万円ですね、これエアコンの修理とちょっと聞いたんで、どのような修理なのか。それでこれは組合になつると思うんでね、大紀町のほうからのあれですね負担と、単独の負担なのか両方合わせた負担なのか、ちょっとそこを1つ聞きたいんですね。

それともう1つは35ページの水防費の河川海岸水防対策事業の光熱費125万3,000円、これももう少し詳しく教えていただきたい。

### 東清剛議長

玉本環境管理課長。

### 玉本真也環境管理課長

まず荷坂やすらぎ苑の負担金ということでございますが、荷坂やすらぎ苑の管理棟のうち会議室を除く待合室から事務室までのエアコンについて、これは集中管理のエアコンとなっています。それ5基すべてが制御不能になっているということで、今回個別のエアコンを5台据え付けるという工事でございます。また、負担金についてですが、紀北町が48%、大紀町は52%ということで、それぞれの負担割合に応じて負担金を歳出するというものでございます。

**東清剛議長**

岩見危機管理課長。

**岩見建志危機管理課長**

35ページ水防費の125万3,000円光熱費の計上でございますけれども、今現在、危機管理課が管理している排水機場ですね、汐見排水機場と汐ノ津呂排水機場がございますけれども、昨年度の台風21号ですね、排水機場の稼働時間が多うございました。それによって最大需要電力が上がったため、トータル的になんていうんですか、過去の電力が基本になってですね、算定されますので、電力料金が上がったということが理由で計上させていただいております。

以上でございます。

**東清剛議長**

入江康仁君。

**12番 入江康仁議員**

やすらぎ苑組合の今までは集中の1つの中の機械の中で分散してやっておったと。今回は1つひとつ単体のエアコンを5基使うということで理解していいんですか。そんならその中で大紀町とあれの合計金額はいくらになるか。負担がありますよね、大紀町も。それをちょっと教えていただきたい。

**東清剛議長**

玉本環境管理課長。

**玉本真也環境管理課長**

負担金の総合額ということで理解しましたが、紀北町の負担金が今回の補正。

**12番 入江康仁議員**

工事の負担。

**玉本真也環境管理課長**

工事の負担も同様でございます。結果的に48%の紀北町の負担、52%の大紀町の負担と  
いうことになります。

**12番 入江康仁議員**

工事費全体の金額は。

**玉本真也環境管理課長**

失礼しました。エアコンの修繕費はですね、400万円でございます。ただ繰越金の歳入と  
かほかの燃料費等の増額した結果、結果的には約350万円程度の全体で増となってございま  
す。

**東清剛議長**

入江康仁君。

**12番 入江康仁議員**

それが1基、そんならエアコン代が75万円から80万円になってしまうんだけど、全体で  
400万円となるとね。そのような大きな単体のあれになるのかな、80万円からなるエアコン  
というのは、そこをちょっと後で答えてください。

それで排水の電気代ですね、その稼働は実際やったんですか、どれぐらいの時間やった  
かちょっと教えていただいたら。

**東清剛議長**

岩見危機管理課長。

**岩見建志危機管理課長**

すいません。稼働時間についてはちょっと今資料等を持ち合わせてございませんので、  
後ほど調べさせていただいて答えさせていただきます。

**東清剛議長**

玉本環境管理課長。

**玉本真也環境管理課長**

エアコンの種類ごとということですが、床置き式の大きいエアコンについては、70数万  
円程度で、天井に埋め込み式の大きいものもございます。それが約50万円程度、事務所に  
小さいのがあるんですが、それが20万円程度の家庭用並みのエアコンということで計画を  
してございます。

**東清剛議長**

ほかに質疑される方はございませんか。

4番 岡村哲雄君。

**4番 岡村哲雄議員**

30ページですけれども、観光費の中ですすね、先ほど修繕料やったかな、中熊トイレの取り壊しって言われたんですけども間違いはないですか。

**東清剛議長**

玉津商工観光課長。

**玉津裕一商工観光課長**

中熊地区のですね、以前旧町の時につくられたトイレの取り壊しです。

**東清剛議長**

岡村哲雄君。

**4番 岡村哲雄議員**

それは取り壊しの理由というのはなんですか、使わなくなったからですか。

**東清剛議長**

玉津商工観光課長。

**玉津裕一商工観光課長**

県道にですね、近くにありまして通行の際とかですね、危険を及ぼしたら悪いというふうに判断いたしまして、今回ですね、予算計上させていただいております。すいません。

**東清剛議長**

玉津商工観光課長。

**玉津裕一商工観光課長**

すいません。説明不足ですんで今一度ご説明させていただきます。

今あります県がつくっていただきましたところは船越地区でございます。そこからですね、島勝のほうへですね、200mぐらい行ったところに旧町のつくったトイレがありまして、ちょっと本当にわかりにくいところがございますけれども、墓地の手前ということでございます。よろしくお願ひします。

**東清剛議長**

ほかに質疑される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**東清剛議長**

以上で質疑を終わります。

---

## 日程第15

### 東清剛議長

次に、日程第15 議案第65号 平成30年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（ 発言する者なし ）

### 東清剛議長

質疑を終わります。

---

## 日程第16

### 東清剛議長

次に、日程第16 議案第66号 平成30年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（ 発言する者なし ）

### 東清剛議長

質疑を終わります。

---

## 日程第17

### 東清剛議長

次に、日程第17 議案第67号 平成30年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算

(第2号)を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**東清剛議長**

質疑を終わります。

---

**日程第18**

**東清剛議長**

次に、日程第18 議案第68号 平成30年度紀北町水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**東清剛議長**

以上で質疑を終わります。

これで、本定例会に上程されました案件についての質疑は、全て終了しました。

---

**東清剛議長**

委員会付託表配付のため、この場で暫時休憩いたします。

(午前 11時 53分)

---

**東清剛議長**

それでは再開いたします。

(午前 11時 55分)

---

**東清剛議長**

先ほど学校教育課長より訂正の申し出がありましたので、よろしくお願いいたします。  
宮本学校教育課長。

**宮本忠宜学校教育課長**

すいません。発言の訂正をさせてください。

議案第64号 平成30年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の質疑の中におきまして、エアコンの設置数、小学校合計43基とお答えさせていただきました。その後に各学校ごとの内訳をご説明させていただきましたが、船津小学校におきましては、すいません。間違いまして、正確には5基設置するところを、間違いまして4基と答えておりました。申し訳ありません。訂正をよろしくお願いいたします。

**東清剛議長**

よろしいですか。

お諮りいたします。

本日、議題となっております案件については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**東清剛議長**

異議なしと認めます。

したがって、各議案については、別紙委員会付託表のとおり、各担当委員会に付託することに決定しました。

なお、付託案件の審査については、12月12日、水曜日は総務産業常任委員会。12月13日、木曜日は、教育民生常任委員会の開催ということであります。

開催時間はいずれも午前9時30分からの開催となっております。

委員会の運営にあたっては、各常任委員長において、取り計らいくださるようお願い申し上げます。以上で、本日の日程は全て終了しました。

---

**東清剛議長**

本日はこれで散会いたします。

(午前 11時 57分)

---

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 31 年 2 月 28日

紀北町議会議長                      東 清剛

紀北町議会議員                      柴田洋巳

紀北町議会議員                      岡村哲雄